

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00246117

2024年3月29日

発信課	女性活躍推進部女性活躍推進課
担当者	藤田 知詠子
連絡先	電話 25-9785
	FAX
	E-mail joseikatsuyaku@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 [ ] 募集 [ ] 契約・入札 [ ] 会議・説明会 [ ] その他 [○]
日程	令和6年4月1日 ~
発表項目 (行事名)	パートナーシップ宣誓制度に係る上川中部1市8町における自治体間連携について
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p>本市では、令和6年1月16日よりパートナーシップ宣誓制度を開始するとともに、性的マイノリティの方々が自治体間で住所異動する際に抱く不安や負担の軽減を図るため、自治体間連携の取組を開始しています。</p> <p>また、上川中部圏域の1市7町においては、利用者の利便性の向上を図るとともに、利用者の心情に配慮した対応ができるよう、どこの自治体でも手続ができる取組を進めています。</p> <p>このたび、令和6年4月1日付けで上川町がパートナーシップ宣誓制度を導入することに伴い、上川町を含めた上川中部1市8町における連携を開始します。</p> <p>詳細は別紙のとおりです。</p>
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道（取材）に当たってのお願い	
備考	

# パートナーシップ宣誓制度に係る 上川中部1市8町における自治体間連携について

## 1 パートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることを市に宣誓する制度です。

- ・ 宣誓組数：2組（令和6年3月29日現在）

## 2 上川中部1市8町における連携

- (1) 連携自治体：旭川市，鷹栖町，東神楽町，当麻町，比布町，愛別町，東川町，美瑛町，上川町（令和6年4月1日制度開始）
- (2) 連携開始：令和6年4月1日

## 3 協定締結による効果

旭川市にお住まいの宣誓者が他の自治体へ転出する際には、パートナーシップ宣誓書受領証や受領カードを旭川市に返還し、転入先の自治体で改めて宣誓等の手続を行う必要がありますが、連携自治体間においては、旭川市に継続利用の申請をすることで、旭川市の受領証等を継続して利用することが可能となります。

また、上川中部圏域の自治体間においては、いずれの連携自治体においても宣誓等の手続を行うことができるようになり、利便性の向上が図られるとともに、知人のいる窓口での手続に躊躇している場合など、利用者の心情に配慮した対応ができるようになります。

## 4 現在の連携先

- (1) 道内連携自治体（10市）  
札幌市，函館市，帯広市，北見市，岩見沢市，苫小牧市，江別市，北斗市，小樽市，滝川市
- (2) 連携予定自治体（2市/令和6年4月1日連携開始）  
釧路市・深川市